

六両者ノ動靜

一、會社側ハ、幾部職工ヲ以テ作業ヲ在続シ一面未拂給料金ノ檢出ニ奔走シ、アリ特異ノ策動ナシ

二、後業負側

本月十三日芝区南佐久間町ニ、一々空家ヲ借リ、爭議団本部ヲ設置シ、爭議団長兒重幸以下ヲ編成スルト今時ニ總評閣東出波敏田吾平、徳久保賢治等ノ名檢ニヨリ、対策帳簿中ニアルカ既ニ十三日ヨリハ印刷部男三名製版部男六名女二名植字部男四名ヲ罷業ヲ決行セリ

八警察事故

本月十四日午前七時十分頃後業負金子一郎外二名ハ出勤途中、府下戸塚附近ニ於テ爭議團ノ者二名ノ為ニ全路一週向ヲ要スル打撲傷ヲ負ハサシメテリタリ、該被疑者トシテ長谷重太郎ヲ檢舉取調中ニアリ、右及申(通)報候也

要 求 書

一、不払賃金即時支払へ

二、休絶対及対

三、解雇絶対及対

四、解雇手当を制定しろ (但し二年勤続以上は三月分、三年と増す毎々三月)

五、退職手当を制定しろ (但し二年勤続以上は月分、三年と増す毎々月分)

六、二年二回賞与を支給せよ (但し月収二ヶ月分以上)

七、二年二回休付を昇給せよ (但し日給一割以上)

八、遅刻日と同猶予せよ

九、十一月四日仕事初めト出勤のみにて日給一日分支給せよ

十、賃金支拂は月二回トせよ (但し十四日と晦日)

十一、婦人の生理的異常による休業は月三日間の日給全額支給せよ

十二、失業中の日給全額支給せよ

十三、失業費用全額會社側にて支給せよ